

○香美市振興計画・総合戦略審議会条例

平成18年3月1日
条例第29号

改正 平成23年3月16日条例第14号 平成25年12月20日条例第39号
平成27年3月23日条例第5号 平成29年6月23日条例第20号

(設置)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき香美市振興計画・総合戦略審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会の所掌事務は、次に掲げる事項とする。

- (1) 香美市振興計画策定に関し、市長の諮問に応じ、重要事項の調査審議を行い、その結果を市長に答申すること。
- (2) まち・ひと・しごと創生法(平成26年法律第136号)第10条に規定するまち・ひと・しごと創生総合戦略の策定及び変更並びに目標達成度の検証に関すること。

(組織)

第3条 審議会は、委員25人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 市教育委員会の委員
- (2) 市農業委員会の委員
- (3) 市の職員
- (4) 市の区域内の公共的団体の役員及び職員
- (5) 学識経験者
- (6) 前各号に掲げる者のほか、市長が適当と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員が委嘱又は任命されたときにおける当該身分を失った場合は、委員を辞したものとみなす。

3 委員の再任は妨げない。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長を各1人置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 会長は、会議の議長となる。

4 議事は、出席委員の過半数で決定し、可否同数のときは議長の決定するところによる。

5 審議会の会議において必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、企画財政課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成18年3月1日から施行する。

(招集の特例)

2 委員が委嘱又は任命された後の最初に招集すべき審議会は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

附 則(平成23年3月16日条例第14号)

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成25年12月20日条例第39号)

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成27年3月23日条例第5号)

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成29年6月23日条例第20号)

この条例は、公布の日から施行する。